

個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年7月16日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

h.iwase@nishimura.com

[菊地 浩之](#)

h.kikuchi@nishimura.com

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[五十嵐 チカ](#)

c.igarashi@nishimura.com

[松本 絢子](#)

a.matsumoto@nishimura.com

[菅 悠人](#)

y.suga@nishimura.com

本ニュースレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2024年5月及び6月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

- 2024年5月7日、個人情報保護委員会と経済産業省は、グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの稼働に必要な文書等をCBPRフォーラムにおいて公表した旨を[公表](#)した。CBPRシステムは、これまでAPECにおける制度として実施されてきたが、グローバルCBPRシステムにより、より広範囲での個人データの円滑な越境移転や各国の規律の相互運用性の促進が目指されることとなる。
- 2024年6月27日、個人情報保護委員会は「[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理](#)」の意見募集を開始した。同意見募集は7月29日まで行われる。中間整理案の概要については、[2024年6月28日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)を参照されたい。

2. 米国

- 2024年4月及び5月に、コロラド州の包括的なプライバシー法であるColorado Privacy Actについて、センシティブデータに関連する改正がなされた。①[同年4月17日の改正](#)では、同法に定めるセンシティブデータの定義が拡大され、“biological data”（個人の身体・身体機能、生物学的な特性、遺伝子・神経の構造・活動等を測定・分析すること等によって生成されたデータであって、個人を特定する目的で利用されるもの）もセンシティブデータに該当することが明確化された。また、かかる“biological data”には、“neural data”（個人の中枢神経又は末梢神経システムの活動を測定することによって生成されたデータ）も含まれる。かかる“neural data”を明示的に保護対象とする州法は、同法が初めてである。この改正は2024年8月6日に発効する。②また、[同年5月31日の改正](#)では、個人を特定する目的で利用されるbiometric dataの処理に関して、新たな義務が追加された。かかるbiometric dataを処理等する者は、かかるデータについての保有期間、セキュリティインシデントプロトコル、削除に係るガイドライン等について定めた書面のポリシーを作成し、公表すること等が義務付けられた。また、原則

として、データ主体の同意を得ることなく biometric data を販売・開示することは禁止され、かつ同意を拒んだデータ主体に対してサービスの提供等を拒絶することも禁止された。加えて、従業員に対して、雇用条件として biometric data の収集及び処理について同意するよう要求することができるのは、職場の安全性・セキュリティの向上等、一定の目的を有する場合に限られる旨も明確化された。この改正は 2025 年 7 月 1 日に発効する。

- 2024 年 5 月までに、2 つの州で、米国で初めての包括的な AI 関連の規制を定める州法に関する動きがあった。まず、ユタ州においては、2024 年 3 月に成立した包括的な AI に関する州法 ([Artificial Intelligence Policy Act](#)) が 5 月 1 日に発効した。同法は、生成 AI の利用に関して同州の消費者保護法の適用を受ける事業者には適用され、かかる事業者は（消費者から問われた際等には）生成 AI を利用していること（消費者がやり取りをしているのは人間ではなく生成 AI であること）について開示する義務等を負う。また、生成 AI が引き起こした法令違反についても、当該生成 AI を利用する事業者が責任を負うことも明確化されている。同法の違反については最大 2,500 米ドルの罰金が科され、さらには同法違反を理由として発せられた行政命令又は裁判所命令に違反した場合には 5,000 米ドルの罰金が科され得る。また、2024 年 5 月 17 日、コロラド州において、包括的な AI に関する州法が成立した（発効は 2026 年 2 月 1 日）。同法は、教育若しくは雇用の機会、金融、ヘルスケア、住宅、保険若しくは法律に関するサービス又は行政サービスの提供等に関して、重大な法的効果又はそれに準ずる効果を与える決定（“consequential decision”）を行う等するハイリスクな AI システム（“high-risk AI system”）に関して、それを開発又は利用等する事業者（コロラド州において事業を行う事業者）に対し、アルゴリズムによる差別（algorithmic discrimination）を防止するための複数の具体的な義務を課している。一定の例外も定められているが、例えば、開発事業者は AI システムの利用方法及び監視方法について具体的な説明を行わなければならない。また、利用事業者は AI システムの利用に関する詳細な影響評価を実施しなければならない。加えて、開発事業者及び利用事業者は、アメリカ国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology）の AI リスクマネジメントフレームワーク等の AI に関する認知されたリスクマネジメントフレームワークに従う義務等を負う。同法の違反については最大 20,000 米ドルの罰金が科され得る。ユタ州の州法は、基本的には開示等透明性を確保するものであるのに対して、コロラド州の州法は、より広く義務を定めるものといえる。今後他の州においても同種の法律が成立する可能性がある。
- 2024 年 5 月 24 日、ミネソタ州において、包括的なプライバシー法 ([Minnesota Consumer Data Privacy Act](#)) が成立した（2025 年 7 月 31 日施行予定）。同法は、他の州法と同様に、消費者に対し、個人データへのアクセス権や、個人データの削除権をはじめとする一定の権利に加え、消費者の個人データが特定のプロファイリングの対象となる場合の一定の権利も付与するほか、事業者等に対し、州内の消費者の個人データの管理又は処理に関して、プライバシーに関する通知や消費者の同意の取得、一定の場合のデータ保護アセスメント義務等の義務に加え、同法に準拠するために実装したポリシー及び手順の説明義務を課している。なお、同法において、消費者の提訴権（private rights of action）は規定されていない。これにより、全米 50 州のうち 18 州において包括的なプライバシー法が成立したことになる。
- 2024 年 7 月 1 日、テキサス州の包括的なプライバシー法 ([Texas Data Privacy and Security Act](#)) が発効した。同法は、適用要件として、事業者等が個人データを管理又は販売する居住者数に関する閾値

を規定しておらず、①テキサス州で事業を行い、又はテキサス州居住者が消費する製品若しくはサービスを製造する者であり、②個人データの処理又は販売に従事する者に該当する、多くの企業が適用対象となる可能性がある。同法も、他の州法と同様に、消費者に対し、個人データへのアクセス権や個人データの削除権をはじめとする一定の権利を付与するほか、事業者等に対し、州内の消費者の個人データの管理又は処理に関して、プライバシーに関する通知や消費者の同意の取得、一定の場合のデータ保護アセスメント義務等の義務を課している。

3. 欧州

- 2024年4月17日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、EU-U.S. Data privacy Framework の下で EU から移転された個人データの取扱いに関してデータ主体から受けた未解決の苦情に関して、データ保護当局で構成されるパネルの役割について説明した手続上の規則を採択した。また、同日、EDPB は、かかる苦情申立てにあたって、データ主体がデータ保護当局に対して提供すべきと考えられる情報の項目を記載したフォームのひな型を採択した。データ主体は同ひな型を使わずに DPA に対して苦情申立てを行うこともできるが、同ひな型で要求される情報については、苦情申立てを取り扱う上で必要となる。
- EDPB は、2024年4月24日、米国の大統領令 14086 において確立された、EU 及び EEA から米国に送信された個人データに関する米国の信号諜報活動による違法なアクセス及び使用が行われたことに関する苦情についての救済メカニズムがについて、Q&A を示した Information Note を公表した。
- 2024年4月30日、欧州官報にて欧州デジタル ID フレームワークの確立に関する改定規則が公布された。本規則の目的は、EU 圏内で使用されている電子識別サービス（eID）に対して十分な安全性の提供を保証することであり、デジタル ID ウォレット（EUDI ウォレット）発行のフレームワークの確立が目標とされている。
- 2024年4月24日、欧州議会は、欧州ヘルスデータスペース（European Health Data Space（EHDS））のための規則を承認した。同日、欧州委員会は、欧州議会による同規則の承認を歓迎すると発表し、同規則に関する Q&A を公表した。同規則は、欧州理事会による正式な承認の後、官報掲載から 20 日後に発効し、段階的に適用が開始される予定である。
- 2024年5月21日、欧州理事会は、AI Act の草案について承認したことを公表した。AI Act は、官報に掲載されてから、20 日後に発効し、一部の例外を除き、施行から 2 年で適用が開始される。また、2024年5月29日、欧州委員会は、同委員会内において AI オフィス（the Artificial intelligence Office）を設立したと公表した。AI オフィスは、特に汎用 AI モデルに関して、AI Act の実施において重要な役割を果たすことが期待されている。
- 2024年6月17日、ドイツ連邦議会は連邦データ保護法の改正法案について 2024年6月24日に公聴会にて協議が行われる旨を公表した。改正法案では連邦データ保護法においてデータ保護会議（DSK）を制度化することが最大の目的とされている。また、越境移転の際の監督当局を明確にすることや、データ処理がドイツ国内と関連がある場合のみ適用される旨が記載されている。

- ・ 2024年6月20日、欧州司法裁判所（CJEU）は、GDPR82条1項に基づき、個人情報第三者に開示された結果被ったとされる無形の損害の賠償が請求された事案において、①GDPR違反それ自体は損害賠償請求権を生じさせるのに十分ではなく、データ主体はGDPR違反によって生じた損害の存在を立証しなければならないが、その損害が一定の重大性に達している必要はないこと、②GDPR違反により個人情報が第三者に開示されるとの不安感は、その不安感によって悪影響が生じたことが立証できれば、実際に開示されたことを立証しなくても、損害賠償請求権を生じさせるのに十分であること、③賠償額の決定に際して、GDPR83条に定める基準の準用は不要であること、④賠償額の決定に際して、国内法の規定への同時違反の考慮は不要であることを内容とする[判決](#)を下した。
- ・ CJEUは、同日、ID窃取が問題となった別の事案において、①GDPR82条1項に基づく損害賠償はもっぱら補償的機能を果たすものであること、②GDPR違反の重大性及び故意性は考慮されないこと、③無形の損害について賠償額を決定するに際しては、個人情報漏えいによって生じた損害が、身体的傷害によって生じた損害より重大性が低いものではないことを考慮すべきであること、④損害が重大でない場合、国内裁判所は、当該損害を完全に補償するものであれば、最小限の補償によって当該損害を補償することが可能であること、⑤ID窃取による無形の損害についての賠償は、個人情報が後に第三者によって悪用された場合にのみ可能であるが、後にID窃取又は詐欺を引き起こした場合に限定されるものではないことを内容とする[判決](#)を下した。

4. 中国

- ・ 2024年6月11日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—センシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）」が公表され、同月24日まで意見募集が行われた。
センシティブ個人情報については、「個人情報保護法」28条で定義が設けられ、「個人情報安全規範」別表Bに記載されている具体例が実務的に参照されているところ、同意見募集稿はこれらの規定を踏襲しつつ、より詳細にセンシティブ個人情報の類型や具体例等について定めている。また、複数の一般個人情報が集合又は融合した個人情報の集合体としてセンシティブ個人情報の要件に適合するものについても、漏えい又は不法利用により個人の権益に影響を及ぼす可能性がある場合には、センシティブ個人情報に関する規定を参照して保護すべきであることが新たに定められた。

5. 香港

- ・ 2024年6月11日、PCPD（香港の個人情報保護委員会）は、[「人工知能：モデル個人情報保護フレームワーク」](#)を[発表](#)した。このフレームワークは、企業が生成型AIを含むあらゆるタイプのAIシステムを第三者から調達して実装・使用する際に、個人データの保護を目的としたAI（人工知能）のガバナンスに関する実践的な推奨事項とベストプラクティスを提示している。

6. タイ

- ・ 2024年6月13日、個人情報保護委員会が、個人データの削除若しくは破棄、又は個人データの匿名化の基準に関する通知の草案をパブリックコメント募集のために発表した。同草案は、個人データの削

除、破棄、又は匿名化を要求する権利に関するタイ個人情報保護法 33 条の適用基準等を規定するものである。

7. インドネシア

- 2024 年 5 月 16 日、通信情報省が、電子システムにおける児童保護ガバナンスに関する政府規則の草案をパブリックコメント募集のために公表した。同草案は、デジタル製品又はサービスを提供する際に子供を保護する責任として、データ保護影響評価の実施義務、デジタル製品又はサービスの提供又は管理に必要な子供個人データのプロファイリング及び処理の禁止、位置情報データの収集の禁止等を規定するものである。

8. マレーシア

- 2024 年 5 月 10 日、個人データ保護局が、マレーシア個人データ保護法に関する通達 1/2024 号を公布した。同通達では、同法に基づく登録の申請又は更新（同法では個人データを利用する一定の業種の事業者について登録義務が課されている）に関するデータ利用者に対する指針が示されている。同法及び同通達によれば、データ利用者は、同局のウェブサイトからオンラインで登録申請を行う必要があり、登録時及び登録更新時には事業所の種類に応じて定められている年間手数料を支払わなければならない。また、有効な登録証明書を取得せずに又は証明書を更新せずに個人データを利用していることが発覚した場合には、罰金若しくは懲役又はその両方が科される可能性がある。

9. トルコ

- 2024 年 3 月 12 日、個人データ保護法の改正が公布されたことは、[2024 年 5 月 15 日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)で紹介したが、同法は予定どおり 6 月 1 日より施行された。これに伴い、個人データ保護庁（Personal Data Protection Authority）は、5 月 9 日に、国境を越えたデータの移転の方法及び原則に関する規則の[草案を公表](#)し、同月 20 日までパブリックコメント手続を実施した。かかる規則は、同法の委任に基づくものであり、同草案には、域外移転のそれぞれの枠組み（上記ニュースレター参照）に関する手続などが規定されている。
- 2024 年 5 月 17 日、同庁は、データの移転に関する標準契約（Standard Contract）の雛形並びに拘束的企業準則の承認申請書及びガイドラインも[公表](#)し、同月 27 日までパブリックコメント手続を実施した。

10. カナダ

- 2024 年 5 月 13 日、オンタリオ州政府は、2024 年[公共部門におけるサイバーセキュリティの強化及びトラストの構築に関する法案](#)を議会に[提出](#)した。この法案は、公共部門におけるサイバーセキュリティ及び AI システムについて定めるデジタルセキュリティ及びトラスト強化法の制定とともに、政府の記録

にアクセスする一般的な権利を定めている情報公開法及びプライバシー保護法（FIPPA）を大幅に改正し、FIPPA で直接個人情報保護のための新しい一般的な要件を導入する。

- ・ 2024 年 5 月 15 日、ケベック州政府は、個人情報の匿名化に関する規則の最終版を[公表](#)した。本規則は、2023 年 12 月に公表された草案（[2024 年 1 月 16 日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)）と実質的に異なるものではないが、組織の義務が一部緩和されている。本規則は、2025 年 1 月 1 日施行の記録管理義務（Section 9）を除き、2024 年 5 月 30 日に施行された。
- ・ 2024 年 5 月 24 日、カナダの情報プライバシーコミッショナー事務所（OPC）は、プライバシー法に基づく連邦政府機関及び企業向けのデータ侵害報告に関する新しい[ガイドンス](#)を発行するとともに、個人情報保護及び電子文書法（PIPEDA）の対象となる企業向けのオンライン侵害報告フォームも更新した。これらのフォームは、プロセスをよりシームレスかつ効率的とし、既存の報告を更新する際にも利用可能である。
- ・ 2024 年 6 月 6 日、カナダ連邦保健大臣は、「健康情報技術の相互運用性を尊重し、健康情報技術ベンダーによるデータブロッキングを禁止する法案」（[法案 C-72](#)）を[連邦議会に提出](#)した。この法律は、必要に応じて、患者が健康情報に安全にアクセスし、事業者間で共有できる、最新のコネクテッドケアシステムを実現するという[政府の計画](#)を反映している。

11. オーストラリア

- ・ 2024 年 5 月 30 日、同月 16 日に可決された[デジタル ID 法 2024](#) が承認され成立した（[2024 年 5 月 15 日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)）。この法律は、オーストラリアのデジタル ID の利用可能範囲を、施行後 2 年以内に認証を受けた民間企業にまで拡大するものである。個人は、デジタル ID を使用することで、個人情報を繰り返し提供することなく、オンライン上のサービスを利用して身分証明を行うことができる。デジタル ID は、デジタル ID システムのプライバシー的側面を規制するオーストラリア情報コミッショナー事務局（OAIC）とともに、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）が規制当局となる。この法律は、2024 年 12 月 1 日に施行される予定である。関連する下位規則としては、2024 デジタル ID 規則、認定規則及び認定データ基準について 2024 年 5 月 28 日から同年 6 月 25 日まで[意見募集](#)が行われ、デジタル ID データ基準について 2024 年 7 月 8 日から同年 8 月 5 日まで[意見募集](#)が行われる。
- ・ 2024 年 6 月 21 日、オーストラリア連邦政府、州政府及び準州政府は、[政府における人工知能の安全な使用を保証するための国家枠組み](#)を[発表](#)した。この枠組みは、オーストラリアの 8 つの AI 倫理原則に基づいている。これに加えて、国家的枠組みでは、①組織的なガバナンス、②データセキュリティに係るガバナンス、③リスクベース・アプローチ、④基準への準拠、⑤契約・取引における AI 倫理原則の遵守、を 5 つの基本的理念として掲げている。

12. ニュージーランド

- ・ 2024年5月2日、[プライバシー法改正案](#)が司法委員会に付託され、2024年6月14日まで意見募集が行われた。この法案は、[プライバシー法 2020](#)における、個人情報の間接的な収集に関するギャップに対処する新しい情報プライバシー原則（IPP 3A）を導入するものである。現在、プライバシー法では、機関が個人から直接個人情報を収集している場合には、機関が個人に通知することが義務付けられているが、この法案が可決されれば、他の機関から個人に関する個人情報を収集する際も通知が義務付けられることとなる。
- ・ 2024年5月15日、ニュージーランド議会は、ニュージーランドにおける消費者データ権（CDR）に関する規制枠組みとして、[顧客及び製品データ法案](#)を提出した。この法案は、企業間での顧客及び製品データへのアクセスと共有を拡大するための経済全体の枠組みを確立することを目的としており、データを保有する企業に対し、顧客等の要求に応じて顧客に関するデータを顧客や他の事業者に提供することを義務づけるものである。また、事業者に対して、定められた技術的要件又は性能要件に準拠した合理的な信頼性を備えた規制対象データサービスを提供するための電子システムを運用すること等を義務付けている。

13. アルゼンチン

- ・ 2024年5月24日、個人データ保護法及び電話お断りリスト法（the Do Not Call Registry Law）の執行機関であるアルゼンチンのデータ保護当局（AAIP）による2024年126号決議が官報に掲載された。本決議には、データ保護体制違反の分類に関する定めの新設や、罰金の上限額の増額を含む、制裁制度の改正を内容とする別紙1及び別紙2、並びに電話お断りリスト法の改正内容、電話お断りリストへの登録、登録抹消及び所有者変更の手続き等を解説した別紙3から別紙6が添付されている。本決議は2024年6月1日に施行された。

14. ペルー

- ・ 2024年5月2日、ペルーの閣僚評議会は、同国の経済・社会発展に寄与する人工知能の推進に関する法律第31814号の規則案を公表し、2024年6月1日まで意見募集が行われた。同規則案には、規則案の適用対象、人工知能（AI）の利用及び開発のための指導指針、AIシステムのリスク分類、AIシステム利用者の義務、倫理的かつ責任あるAIの利用を強化するための施策及び安全かつ信頼できるAIの利用と開発のための施策等が規定されている。

15. チリ

- 2024年5月10日、チリの科学技術・知識・イノベーション省（Ministry of Science, Technology, Knowledge, and Innovation）は、人工知能（AI）の利用を規制する法案の提出を公表した。同法案には、AIシステム利用のリスクの分類、AIシステム利用の透明性ルール及び法や規則の遵守を監督することなどを任務とする個人データ保護局の創設等が規定されている。

16. ウルグアイ

- 2024年5月16日、ウルグアイのデータ保護当局（URCDP）は、中小零細企業（MSMEs）のデータ保護に関する指針を公表した。URCDPは、同指針は企業がデータ保護義務を遵守することを支援するためのものであると述べている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com